望まない受動喫煙防止のため

屋内全面禁煙にご協力ください!!

~禁煙表示ステッカーを無料で提供します~

平成30年7月に、望まない受動喫煙の防止を図るため「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。

改正法では、学校や病院、行政機関等以外のすべての施設について、「原 則、屋内禁煙」とすること、「屋内喫煙専用室を設置する場合は表示を行 うこと」が定められました。(2020年4月1日に全面施行)

県では、望まないたばこの煙を吸うことがないよう、**屋内全面禁煙(屋内喫煙専用室を設置しない)**にご協力いただける施設を募っております。

「屋内全面禁煙」にご協力いただける施設には、「禁煙表示ステッカー」を無料で提供しますので、入口に掲示し、ご利用者様への周知にご活用ください。

下記にご記入の上、お申し込みください。



 施設名:

 住 所: 〒

※このまま FAX でお申し込みください。 **FAX: 0776-20-0643** 福井県健康福祉部健康増進課がん対策推進グループ行(電話: 0776-20-0349)